

5

令和4年第5回
多治見市議会定例会
議案説明資料

令和4年11月18日

目 次

報第26号	専決処分の報告について	1
報第27号	専決処分の報告について	1
承第4号	専決処分の承認を求めるについて	1
議第99号	多治見市市政基本条例の一部を改正するについて	6
議第100号	多治見市職員退職金支給条例及び平成元年4月分から同年7月分 までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例を廃止するに ついて	7
議第101号	多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び多治見 市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止するについて	7
議第102号	多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例を制定す るについて	8
議第103号	多治見市死者情報の開示に関する条例を制定するについて	9
議第104号	多治見市南姫財産区の事務に関する条例を制定するについて	11
議第105号	多治見市職員の定年等に関する条例の全部を改正するについて	12
議第106号	定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定す るについて	14
議第107号	多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及 びポスターの作成の公営に関する条例及び多治見市議会議員及び多治 見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正す るについて	16
議第108号	多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条 例の一部を改正するについて	17
議第109号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する について	17
議第110号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて	18
議第111号	多治見市子育て支援会議条例の一部を改正するについて	19
議第112号	多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例の一部を改 正するについて	19
議第113号	令和4年度多治見市一般会計補正予算（第5号）	
1	令和4年度会計別補正予算表	21
2	令和4年度一般会計予算（補正第5号）の主要内容	22
3	令和4年度一般会計税等内訳一覧表	26
4	令和4年度一般会計予算（補正第5号）の主要内容（債務負担行為）	27
5	新型コロナウイルス感染症対応（原油価格・物価高騰対応分を含む）に	

係る予算措置の状況	28
6 財政判断指数の見込み	29
議第114号 令和4年度多治見市一般会計補正予算(第6号)	
議第115号 令和4年度多治見市土地取得事業特別会計補正予算(第2号)	
議第116号 令和4年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	
議第117号 令和4年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	
議第118号 令和4年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
1 令和4年度会計別補正予算表	31
2 令和4年度一般会計予算(補正第6号)の主要内容	32
3 令和4年度一般会計税等内訳一覧表	38
4 令和4年度一般会計予算(補正第6号)の主要内容(繰越明許費・債務負担行為)	39
5 特別会計の主な事業内容	41
6 新型コロナウイルス感染症対応(原油価格・物価高騰対応分を含む)に係る予算措置の状況	43
7 財政判断指数の見込み	44
議第119号 工事請負契約の締結について	45
議第120号 工事請負契約の締結について	45
議第121号 工事請負契約の締結について	46
議第122号 公有財産の無償貸付けについて	46
議第123号 土地の取得について	46
議第124号 指定管理者の指定について	48
議第125号 指定管理者の指定について	48
議第126号 指定管理者の指定について	49
議第127号 東濃5市消防通信指令事務協議会規約を定める協議について	50
議第128号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について	51

報第26号 専決処分の報告について

令和4年6月15日午前10時50分頃、市之倉町5丁目地内の国道248号線において、同線を北進中の本市職員（市民課所属）が運転する公用車が、同線に西から進入してきた軽自動車と衝突し、同車両右フロントバンパー、右フロントフェンダー等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和4年9月9日、6,900円と定めた。

〔過失割合：市側10%、相手側90%〕

報第27号 専決処分の報告について

令和4年8月20日午前6時55分頃、市内大薮町字大山地内において、市道912700線を北東方向に走行中の普通自動車が、道路上の落石を踏み、同車両左前部のタイヤを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和4年9月16日、12,309円と定めた。

〔過失割合：市側30%、相手側70%〕

承第4号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度多治見市一般会計補正予算（第4号）令和4年10月11日専決処分

令和4年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
承第4号	一般会計	補正第4号	43,735,761	623,991	44,359,752
予	算 総 括 集 計		78,924,784	623,991	79,548,775

令和4年度一般会計予算（補正第4号）の主要内容

承第4号 (単位:千円)

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	民生費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費	住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する緊急支援給付金の給付に伴う補助金の増額 ※ 対象:12,100世帯 ※ 1世帯当たり50千円を給付 ※ 財源:国庫補助金10/10	605,000	605,000			
2	民生費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務費	住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する緊急支援給付金の給付事務に伴う委託料等の増額 ※ 財源:国庫補助金10/10	18,991	18,991			
合 計（補正額総額）				623,991	623,991			

【参考】新型コロナウイルス感染症対応（原油価格・物価高騰対応を含む）に係る予算措置の状況

（単位：千円）

新型コロナウイルス等対策分の財源													
	会計	補正	補正額(総額)	うち新型コロナウイルス等 対策分(歳出補正額)	主な事業内容	国庫 支出金	うち、地方創生 臨時交付金	県 支出金	地方債	その他 (ふるさと応援基金 繰入金等)	財政調整 基金	(うち可処分)	一般財源
当初	一般	—	—	195,734	新生児特別定額給付金 美濃焼販売促進支援事業 小中学校教室網戸設置工事 等	190,165	(190,165)	3,904	1,300		365		
6月補正	一般	第1号	110,473	110,473	子育て世帯生活支援特別給付金	110,473							
6月補正	一般	第2号	333,812	184,285	路線バス事業者支援事業 岐阜県休業要請協力金に対する市負担金 中小企業向け信用保証料補給事業 等	184,285	(170,785)						
9月補正	一般	第3号	1,719,476	732,856	幼保小中給食費物価上昇分負担 水道料金基本料金4ヶ月無料 市指定ごみ袋全世帯配布 三の倉セーター ハイブリッドコース高騰分 等	364,167	(364,167)	1,250		△ 48,785			416,224
10月11日専決	一般	第4号	623,991	623,991	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	623,991							
合計			2,787,752	1,847,339		1,473,081	(725,117)	5,154	1,300	△ 48,785	365		416,224

↓

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付決定額

令和4年度 交付決定分	389,469
令和4年度 追加交付決定分	354,782
令和4年度 追加交付決定分	1,526

通常分（国・令和3年度補正予算）

通常分88,695千円（国・令和3年度補正予算）

原油価格・物価高騰対応分266,087千円（国・令和4年度予備費）

通常分（国・令和3年度補正予算）

745,777

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第4号)	6.3	74.2	23.7	90.6	△ 3,000,000
財政判断指数 (補正第3号)	6.3	74.2	23.7	90.6	△ 3,000,000
財政判断指数 (補正第2号)	6.6	74.2	16.9	90.6	260,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.6	74.2	16.9	90.6	250,000
財政判断指数 (当初予算)	6.6	74.2	16.9	90.6	250,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

議第99号 多治見市市政基本条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号））、個人情報保護制度の運用が法により一元化されることとなった（令和5年4月1日施行）。

このため、個人情報の保護に関して必要な事項を条例で定める旨の規定を削除する。

2 改正内容

個人情報の保護に関して必要な事項を条例で定める旨の規定を削除する（第31条関係）。

3 施行日

令和5年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、これまで各自治体が条例に基づき行っていた個人情報保護制度の運用が、法により一元化されることとなった（令和5年4月1日施行）。

これに対応するため、多治見市個人情報保護条例の廃止をはじめとする条例等の見直しが必要となった。

〔改正法施行前〕

法	適用対象
行政機関個人情報保護法	国
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人
個人情報保護法	民間事業者
各自治体の個人情報保護条例	自治体

※自治体（の保有する）個人情報の取扱いについては、従前はいわゆる「法の空白」であり、各自治体の条例で規定していた。

〔改正法施行後〕

法	適用対象
個人情報保護法	国、独立行政法人、民間事業者、自治体

- 法による個人情報保護制度の一元化後は、自治体（の保有する）個人情報の取扱いについて、基本的には条例は不要となる。個人情報保護法において条例で定めることが許容される事項のうち、対応が必要なものについて次のように整理した。

- （1）市が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の開示決定等の期間 現行制度を維持する（標準14日以内、延長後44日以内）。
- （2）保有個人情報の開示請求に係る手数料 現行制度を維持する（写しの交付に係る費用負担のみ）。
- （3）行政機関匿名加工情報の提案募集 将来的な実施を見据えて手数料を設定

する（国の政令に定める基準により設定）。

（４） 個人情報保護審議会の要否 審議可能な範囲が大幅に縮小されたため、廃止する。

（５） 死者に関する情報の開示 現行制度を維持する（個人情報保護制度と別の制度として整備）。

【市民参加手続の有無及び状況(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】
パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市市政基本条例の一部改正について

[実施期間] 令和4年9月22日から令和4年10月24日まで。

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第100号 多治見市職員退職金支給条例及び平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例を廃止するについて

1 廃止趣旨及び内容

次に掲げる条例に定める退職金（年金及び一時金）を受給する者がいなくなったため、当該各条例を廃止する。

（１） 多治見市職員退職金支給条例

（２） 平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例

2 施行日

公布の日

議第101号 多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止するについて

1 廃止趣旨

貸付制度の利用実績がないこと（介護保険高額介護サービス費等貸付）及び貸付制度の役割を既に終えていること（国民健康保険高額療養費貸付）を踏まえ、介護保険高額介護サービス費等貸付基金及び国民健康保険高額療養費貸付基金を廃止する。

2 内容

（１） 多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する。

（２） 多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する。

3 施行日

（１） 基金の廃止 令和5年4月1日

（２） 次に掲げる経過措置等 公布の日

ア 廃止する介護保険高額介護サービス費等貸付基金の残高の介護給付準備基金への編入

イ 廃止する国民健康保険高額療養費貸付基金の残高の国民健康保険財政調整基金への編入

ウ 廃止する貸付制度に係る申請期限（令和4年12月28日）の設定

【政策の背景及び提案までの経緯(議会基本条例第13条第1号関係)】

- 1 介護保険高額介護サービス費等貸付基金の設置の背景及び現在までの経緯は、次のとおり。
 - (1) 介護保険制度における被保険者の自己負担額(一部負担金)が著しく高額な場合の負担を軽減するため、介護保険法第51条の規定による高額介護サービス費及び同法第61条の規定による高額介護予防サービス費(以下「高額介護サービス費等」という。)について、その支給が見込まれることを条件として、2(1)と同様の貸付制度を介護保険条例の制定に併せて平成12年に創設した。
 - (2) 介護保険制度では、ケアプランに基づき計画的にサービスを利用するため、突発的な事情により急激に自己負担額が増加するケースは極めて少なく、制度創設以来貸付実績がない。
- 2 国民健康保険高額療養費貸付基金の設置の背景及び現在までの経緯は、次のとおり。
 - (1) 国民健康保険の被保険者の保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)の窓口における著しく高額な自己負担額(一部負担金)の負担を軽減するため、国民健康保険法第57条の2の規定による高額療養費の支給が見込まれることを条件に、自己負担額を支払うための資金を貸し付ける制度を昭和53年に創設した。
 - (2) 平成19年以降は、限度額適用認定証等(限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は高齢受給者証)を提示することにより保険医療機関等の窓口での支払いは自己負担限度額(高額療養費算定基準額)までとなったため、貸付制度の利用者は減少し、令和元年度以降は0人となっている。

【市民参加手続の有無及び状況(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例及び多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例の廃止について

[実施期間] 令和4年8月17日から令和4年9月16日まで。

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第102号 多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨

個人情報保護法が改正され(令和3年法律第37号)、個人情報保護制度の運用が法により一元化されることとなったことに伴い、条例で定めることが許容される事項のうち、個人情報の開示請求に対する決定の期限等について規定するため、新たに条例を制定する。併せて、関係する条例について所要の改廃を行う。

2 主な内容

- (1) 開示決定等の期間は、請求があった日から14日以内(現行と同じ。法定:30日)とする(第2条関係)。

- (2) 開示決定等を延長することができる期間は30日以内（法定と同じ。現行：28日）とし、開示請求に係る保有個人情報に著しく大量である場合の開示決定等の期間は、44日以内（法定：60日）とする（第3条関係）。
- (3) 開示請求をする者が納めなければならない手数料は、無料とする（現行と同じ。法定：300円）。写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする（現行と同じ。）（第4条関係）。
- (4) 次の条例を廃止又は一部改正する（附則関係）。
- ア 多治見市個人情報保護条例の廃止（附則第2条から第5条まで）
- イ 多治見市情報公開条例の一部改正（附則第6条及び第7条）
- 情報公開条例における公文書の定義、公開しないことができる情報の範囲及び裁量的公開について、個人情報保護法に揃える。
- 〔主なもの〕
- (ア) 公文書公開の対象は、組織的に用いる文書とする（個人的文書を対象外とする。）。
- (イ) 公務員の職は公開するが、氏名は非公開とする。
- (ウ) 公開しない条件で任意に提出を受けた情報は非公開とする。
- (エ) 犯罪予防、外交、租税の賦課徴収等に関する情報は非公開とする。
- ウ 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第8条）
- 個人情報保護審議会委員を削除する。
- エ 多治見市手数料条例の一部改正（附則第9条）
- 行政機関匿名加工情報の作成に係る手数料を追加する。

3 施行日

令和5年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

法による個人情報保護制度の一元化に対応するため、多治見市個人情報保護条例の廃止をはじめとする条例等の見直しが必要となった。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

〔案 件〕 個人情報保護法の改正に伴う例規類の制定改廃について

〔実施期間〕 令和4年9月22日から令和4年10月24日まで。

〔寄せられた意見と市の回答〕 提出された意見なし。

議第103号 多治見市死者情報の開示に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨

法による個人情報保護制度の一元化により、法の対象外となる死者の情報について、これまでの多治見市個人情報保護条例による開示制度を引き継ぎ、相続等で必要な場合に遺族等に対して開示できるようにするため、新たに条例を制定する。

2 主な内容

- (1) 条例の目的は、死者情報の開示について特別の措置を講じることにより、死者に関して有する財産並びに権利及び義務の効果的な探索及び実現を可能とし、もって市民生活の安定に資することとする（第1条関係）。
- (2) この条例の規定が、多治見市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）の規定に矛盾抵触する場合は、この条例が優先する（第2条関係）。
- (3) この条例における「死者情報」とは、情報公開条例に規定する個人に関する情報であって、当該個人が生存していないものをいう。このほか、この条例における用語の定義は、情報公開条例の例による（第3条関係）。
- (4) 死者情報に係る実施機関及び利用者の責務を規定する（第4条及び第5条関係）。
- (5) 死者情報開示の対象者及び範囲は、次のとおりとする（第6条関係）。

請求者	請求の理由			備考
	相続等	損害賠償	その他	
相続人	開示	開示		相続が確定していなくても可。廃除された者を含み、放棄をした者を除く。
受遺者	開示			遺言による。
債権者等			開示	契約による（債権債務に関し請求があった場合に開示する）。
親権者		開示		未成年後見人を含む。
事実婚等		開示		生計同一者を含む。
行政機関			開示	事務事業（栄典、統計等）に関し請求があった場合に開示する。

- (6) 開示請求の対象となる死者情報が情報公開条例の非公開情報に該当する場合は、実施機関は当該情報が記録されている部分を除いて開示する（第7条関係）。
- (7) 死者情報の存否を答えるだけで特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害される場合は、実施機関は開示請求を拒否することができる（第8条関係）。
- (8) 開示請求の手続、決定及び開示の方法並びに他の法令等の規定による開示制度との調整については、情報公開条例と同様に規定する（第9条から第12条関係）。
- (9) 死者情報の開示の請求に対する決定について行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合、実施機関は是正請求審査会に諮問し、是正請求審査会は必要な調査を行う（第14条及び第15条関係）。

3 施行日 令和5年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- 1 法による個人情報保護制度の一元化に対応するため、多治見市個人情報保護条例の廃止をはじめとする条例等の見直しが必要となった。
- 2 これまで死者に関する情報は、多治見市個人情報保護条例に基づき開示して

いたが、法による個人情報保護制度の一元化に伴い、次の課題が生じた。

- (1) 個人情報保護法において、個人情報は「生存する個人」の情報に限定されるため、死者に関する情報は個人情報保護制度の対象外となり、開示請求をすることができない。
- (2) 情報公開制度において、死者に関する情報は「個人に関する情報」に該当し、公開されない。

〔改正法施行前〕

個人に関する情報	
生存する個人に関する情報	死者に関する情報
個人情報（条例で定義）	
個人情報保護条例が適用	

〔改正法施行後〕

個人に関する情報	
生存する個人に関する情報	死者に関する情報
個人情報（法で定義）	個人情報でない
個人情報保護法が適用	新規条例が必要

上記の課題を解消し、相続等で必要な場合に遺族等に対して開示できるようにするため、新たな制度を設ける必要が生じた。

【市民参加手続の有無及び状況(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】

パブリック・コメント手続

〔案 件〕 多治見市死者の情報の開示に関する条例の制定について

〔実施期間〕 令和4年9月22日から令和4年10月24日まで。

〔寄せられた意見と市の回答〕 提出された意見なし。

議第104号 多治見市南姫財産区の事務に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨

南姫財産区の事務に関し包括的に多治見市の例によるものとするため、新たに条例を制定するとともに、既存の南姫財産区に関する条例を廃止する。

2 内容

(1) 南姫財産区の事務については、別に条例の定めがあるものを除き、多治見市の例によることとする（本則関係）。

(2) 次の条例は、廃止する（附則関係）。

ア 多治見市南姫財産区の財産区管理会の財産区管理委員の公務災害補償に関する条例

イ 多治見市南姫財産区情報公開条例

ウ 多治見市南姫財産区個人情報保護条例

3 施行日

令和5年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯(議会基本条例第13条第1号関係)】

- 1 法による個人情報保護制度の一元化に対応するため、多治見市個人情報保護条例の廃止をはじめとする条例等の見直しが必要となった。
- 2 南姫財産区は特別地方公共団体であり、多治見市と異なる法人格を有することから、以下の3つの条例を別に定めている。
 - (1) 多治見市南姫財産区の財産区管理会の財産区管理委員の公務災害補償に関する条例
 - (2) 多治見市南姫財産区情報公開条例
 - (3) 多治見市南姫財産区個人情報保護条例
- 3 1に伴い、多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例を新たに制定することとしたため、2(2)の条例の一部改正が必要となったが、2の3条例のみで南姫財産区の事務を網羅しているか疑義が生じた。

このため、南姫財産区の事務については、包括的に多治見市の例によるとする新たな条例を制定することとした。

【市民参加手続の有無及び状況(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】

パブリック・コメント手続

[案 件] 個人情報保護法の改正に伴う例規類の制定改廃について

[実施期間] 令和4年9月22日から令和4年10月24日まで。

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第105号 多治見市職員の定年等に関する条例の全部を改正するについて

1 改正趣旨

国家公務員の定年が令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げられることを踏まえ、地方公務員法の一部が改正され(令和3年法律第63号)、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講ずることとなった(令和5年4月1日施行)。

これを踏まえ、国家公務員の取扱いに準じ、標記条例について所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 定年の引上げ

ア 定年を65歳(現行:60歳)とする(第3条関係)。

イ 任命権者は、公務の運営に著しい支障が生ずるときは、定年退職日の翌日から起算して1年(更新は通算3年まで)を超えない範囲内で、職員を引き続き勤務させることができることとする(第4条関係)。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の導入

ア 管理監督職(職員(企業職員を含む。))のうち管理又は監督の地位にある職員の職をいう。以下同じ。)を占める職員は、60歳(管理監督職勤務上限年齢)となった年度の翌年度の4月1日に管理監督職以外の職に降任する(第6条から第8条まで関係)。

イ 任命権者は、公務の運営に著しい支障が生ずるときは、60歳となった年度の翌年度の4月1日から起算して1年(更新は通算3年まで)を超えない範囲内で、管理監督職の職員を引き続き当該管理監督職として勤務させることができるこ

ととする（第9条第1項及び第2項関係）。

ウ 任命権者は、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、職員の年齢別構成等の事情により欠員を容易に補充できない管理監督職（特定管理監督職群）に属する管理監督職の職員について、業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、60歳となった年度の翌年度の4月1日から起算して1年を超えない範囲内で、当該管理監督職の職員を引き続き勤務させ、又は特定管理監督職群の他の職に降任若しくは転任させることができることとする（第9条第3項関係）。

エ （2）イに該当する職員が（2）ウに該当するとき又は（2）ウに該当する職員が引き続き（2）ウに該当するとき、1年を超えない範囲内で更に勤務を延長することができることとする（第9条第4項関係）。

オ （2）イからエまでの場合における職員の同意等について、必要な規定を整備する（第10条及び第11条関係）。

（3） 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、選考で、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができることとする（第12条関係）。

（4） 経過措置

ア 令和5年度から令和12年度までの間は、定年を2年に1歳ずつ段階的に引き上げることとする（附則第2条関係）。

イ 任命権者は、当分の間、職員が60歳となる年度の前年度において、60歳となった年度の翌年度以後の任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報の提供を行い、職員の60歳以後の勤務意思の確認に努めるものとする（附則第3条関係）。

ウ 改正前の多治見市職員の定年等に関する条例の規定により勤務を延長されている職員について、改正後の条例の施行日以後における勤務延長の方法等に関し必要な措置を定める（附則第4条関係）。

エ 再任用制度の廃止に伴う経過措置として、令和5年度から令和13年度までの間において設ける暫定再任用制度について、暫定再任用の上限年齢、採用方法等を定める（附則第5条及び第6条関係）。

オ 令和5年度から令和13年度までの間における定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し、所要の措置を講ずることとする（附則第7条関係）。

カ 任命権者は、令和4年度中に、令和5年度に60歳となる職員に対し、（4）イと同様に必要な情報の提供を行い、勤務意思の確認に努めるものとする（附則第8条関係）。

3 施行日

（1） 2（4）カ 公布の日

（2） 2（4）カ以外 令和5年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- 1 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第61号）により、国家公務員について、定年の段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度（以下「定年延長制度」という。）が設けられることとなった（令和５年４月１日施行）。
- 2 国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めている地方公務員についても同様の措置を講ずるため、地方公務員法の一部が改正された（令和５年４月１日施行）。
- 3 上記を踏まえ、本市の職員についても定年延長制度を導入することとした。

【市民参加手続の有無及び状況(市民参加条例第７条第３項、議会基本条例第13条第４号関係)】
パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市における定年延長制度導入について

[実施期間] 令和４年８月３日から令和４年９月２日まで。

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第106号 定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨

国家公務員の定年延長の取扱いに準じ、関係条例を整備する。

2 主な内容

- (1) 多治見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第１条）
地方公務員法の改正による条ずれに伴い、引用する条を改める（第３条関係）。
- (2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第２条）
 - ア (１)と同様の改正（条ずれへの対応）を行う（第４条関係）。
 - イ 再任用制度の廃止に伴い、用語を改める（第10条関係）。
- (3) 多治見市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第３条）
 - ア 多治見市職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）の全部改正に伴い、同条例の条例番号を改める（第２条及び第11条関係）。
 - イ 派遣の対象とならない職員に、定年条例第９条の規定により異動期間を延長された管理監督職の職員を追加する（第２条関係）。
 - ウ その他所要の改正を行う（第２条、第11条及び第18条関係）。
- (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正（第４条）
(３)と同様の改正を行う（第２条関係）。
- (5) 多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第５条）
 - ア (１)と同様の改正（条ずれへの対応）を行う（第２条関係）。
 - イ (２)イと同様の改正（用語の変更）を行う（第２条、第３条、第４条及び第12条関係）。

- (6) 多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第6条）
- ア (3)アと同様の改正（定年条例の条例番号の変更等）を行う（第2条及び第8条の2関係）。
 - イ 育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職の職員を追加する（第2条及び第8条の2関係）。
 - ウ (2)イと同様の改正（用語の変更）を行う（第8条の7、第8条の13、第8条の14、第9条及び第10条関係）。
 - エ (1)と同様の改正（条ずれへの対応）を行う（第9条関係）。
 - オ その他所要の改正を行う。
- (7) 多治見市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正（第7条）
- ア 降給の種類並びに降格及び降号の事由に関する規定を追加し、所要の改正を行う（本則関係）。
 - イ 給料の7割措置((9)エ参照)の適用を受ける職員に係る特則を設ける（附則第3項から第5項まで関係）。
- (8) 多治見市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第8条）
- 懲戒処分における減給の起算点及び管理監督職勤務上限年齢（60歳）に達した職員の減給の取扱いに関する規定を整備する（第4条関係）。
- (9) 多治見市職員の給与に関する条例の一部改正（第9条）
- ア 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に係る規定を整備する（第5条の2関係）。
 - イ (2)イと同様の改正（用語の変更）を行う（第5条の2、第15条、第18条の4、第18条の7、第18条の9及び別表第1関係）。
 - ウ 定年前再任用短時間勤務職員の給料表を整備する（別表第1関係）。
 - エ 当分の間、60歳となった日以後最初の4月1日（特定日）以後の職員の給料月額は、60歳前の給料月額の7割水準とする（附則第17項関係）。
 - オ (9)エに関し、必要な規定を整備する（附則第18項から第23項まで関係）。
 - カ その他所要の改正を行う。
- (10) 多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第10条）
- (1)及び(2)イと同様の改正（条ずれへの対応及び用語の変更）を行う（第2条関係）。
- (11) 多治見市職員退職手当に関する条例の一部改正（第11条）
- ア 再任用制度の廃止に伴い、引用する法の規定を削除する（第2条関係）。
 - イ (1)と同様の改正（条ずれへの対応）を行う（第4条及び第5条関係）。
 - ウ 定年前早期退職者の年齢を現行制度のまま（45歳以上）とするため、定年から減ずる年数を改める（第5条の3及び第10条の2関係）。
 - エ (2)イと同様の改正（用語の変更）を行う（第16条、第17条及び第19条関係）。

オ 60歳となった年度以後定年までの間にその者の非違によることなく退職した場合の退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を定年として算定することとする（附則第11項及び第12項関係）。

カ (11)オのほか、定年延長に係る退職手当の経過措置に関する規定を整備する（附則第13項から第17項まで関係）。

キ その他所要の改正を行う。

(12) 多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第12条）

ア (1)及び(2)イと同様の改正（条ずれへの対応及び用語の変更）を行う（第2条及び第18条関係）。

イ 企業職員の定年前再任用短時間勤務職員の手当の種類を定める（第2条関係）。

(13) 多治見市職員の再任用に関する条例の廃止（第13条）

3 施行日

令和5年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

地方公務員法の規定により国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めている本市の職員についても、定年延長制度を導入することとした。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

〔案 件〕 多治見市における定年延長制度導入について

〔実施期間〕 令和4年8月3日から令和4年9月2日まで。

〔寄せられた意見と市の回答〕 提出された意見なし。

議第107号 多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

公職選挙法施行令の一部改正（令和4年政令第172号）に準じ、市議会議員選挙及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第1条）

ア 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる（第2条関係）。

区分	改正後単価	現行単価
1枚当たり印刷費	541円31銭	525円6銭
企画費	316,250円	310,500円

イ 選挙運動用自動車の使用の公営に要する一日当たりの公費負担額の上限を引き上げる（第4条関係）。

区分	改正後単価	現行単価
自動車借入れ	16,100円	15,800円
燃料費	7,700円	7,560円

(2) 多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正（第2条）

選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる（第2条及び第4条関係）。

区分	改正後単価	現行単価
1枚当たり印刷費	7円73銭	7円51銭

3 施行日

公布の日（施行日以後その期日を告示される選挙について適用）

議第108号 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

人事院勧告における一般職職員の勤勉手当支給割合の引上げに準じ、市議会議員の期末手当支給割合を改める。

2 改正内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。

（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	2.125	2.125	2.175
12月	2.125	2.225	2.175
合計	4.25	4.35	4.35

3 施行日

(1) 令和4年度分 公布の日（令和4年12月1日から適用）

(2) 令和5年度以降分 令和5年4月1日

議第109号 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

人事院勧告における一般職職員の勤勉手当支給割合の引上げに準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合を改める。

2 改正内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。

(単位：月分)

区分	改正前	改正後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	2.125	2.125	2.175
12月	2.125	2.225	2.175
合計	4.25	4.35	4.35

3 施行日

- (1) 令和4年度分 公布の日（令和4年12月1日から適用）
- (2) 令和5年度以降分 令和5年4月1日

議第110号 多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。

- (1) 多治見市職員の給与に関する条例
- (2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (3) 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例

2 改正内容

- (1) 多治見市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条）
 - ア 勤勉手当の支給割合を次のとおり改める（第18条の7関係）。

(単位：月分)

区分		改正前	改正後	
			令和4年度	令和5年度以降
一般職員 （特定管理職員を除く。）	6月	0.95	0.95	1.00
	12月	0.95	1.05	1.00
	合計	1.90	2.00	2.00
一般職員 （特定管理職員）	6月	1.15	1.15	1.20
	12月	1.15	1.25	1.20
	合計	2.30	2.40	2.40
再任用職員 （特定管理職員を除く。）	6月	0.45	0.45	0.475
	12月	0.45	0.50	0.475
	合計	0.90	0.95	0.95
再任用職員 （特定管理職員）	6月	0.55	0.55	0.575
	12月	0.55	0.60	0.575
	合計	1.10	1.15	1.15

イ 一般職給料表を改める（別表第1関係）。

- (2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条及び第4条）

ア 期末手当の支給割合を次のとおり改める（第9条関係）。
（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	2.15	2.15	2.2
12月	2.15	2.25	2.2
合計	4.3	4.4	4.4

イ 特定任期付職員給料表を改める（別表第1関係）。

（3）多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する
条例の一部改正（第5条及び第6条）

ア 期末手当の支給割合を次のとおり改める（第6条関係）。
（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	2.15	2.15	2.2
12月	2.15	2.25	2.2
合計	4.3	4.4	4.4

イ 第1号任期付研究員給料表を改める（別表第1関係）。

3 施行日

（1）給料表の改定（2（1）イ・2（2）イ・2（3）イ） 公布の日（令和4年4月1
日から適用）

（2）勤勉手当及び期末手当の改定（2（1）ア・2（2）ア・2（3）ア）

ア 令和4年度分 公布の日（令和4年12月1日から適用）

イ 令和5年度以降分 令和5年4月1日

議第111号 多治見市子育て支援会議条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

子ども・子育て支援法の一部改正（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号））に伴う条ずれについて、引用箇所を改める（第1条関係）。

2 施行日

令和5年4月1日

議第112号 多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

令和5年4月から新たに小研修室及び会議室Cの貸出を開始するため、その使用料を設定する。

2 改正内容

小研修室及び会議室Cの専用使用料及び冷暖房使用料を次のとおり定める（別表関係）。

区分	単位	改正前		改正後	
		専用 使用料	冷暖房 使用料	専用 使用料	冷暖房 使用料
大研修室	午前 9 時から 始まる 1 時間 ごとの区分	520円	210円	520円	210円
小研修室		(新設)		250円	100円
会議室A		130円	100円	130円	100円
会議室B		130円	100円	130円	100円
会議室C		(新設)		130円	100円

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第 1 号関係）】

1 小泉小学校の建替えにより、勤労者センター内で実施されていた「たじっこクラブ」が同校内に移転した。

移転後、以下の状況を考慮し、従前たじっこクラブで利用していたスペースを貸館機能に転用することとした。

(1) 令和 4 年 3 月をもって移転後 1 年を経過したが、小泉小学校でのたじっこクラブの運営について特に支障が生じていない。

(2) 勤労者センターの利用者から 1 階の利用希望がある。

2 貸館機能に転用するために必要となる非常放送設備の設置等については、令和 4 年 9 月議会において補正予算の議決を得たところである。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第 7 条第 3 項、議会基本条例第13条第 4 号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 勤労者センター小研修室及び会議室Cの使用料金の設定について

[実施期間] 令和 4 年 8 月 30 日から令和 4 年 10 月 3 日まで。

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第113号 令和 4 年度多治見市一般会計補正予算（第 5 号）

令和4年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第113号	一般会計	補正第5号	44,359,752	439,170	44,798,922
予	算	総括	79,548,775	439,170	79,987,945

令和4年度一般会計予算（補正第5号）の主要内容

議第113号

(単位:千円)

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	総務費	地域公共交通対策関係費	エネルギー価格高騰の影響を受ける路線バス事業者に対する緊急支援に伴う補助金の増額 ※ 対象:市内完結6路線 ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,563	2,563			
2	総務費	自主運行バス事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける自主運行バス事業者に対する緊急支援に伴う補助金の増額 ※ 対象:ききょうバス4ルート ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	738	738			
3	総務費	地域内交通運行支援事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける地域内交通事業者に対する緊急支援に伴う補助金の増額 ※ 対象:AIよぶくるバス、古虎溪よぶくるバス、市之倉トライアングルバス ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	727	727			
4	民生費	高齢者福祉施設等物価高騰支援事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内高齢者福祉サービス事業所に対する緊急支援に伴う補助金の増額 ※ 居宅・訪問系 80事業所×100千円、通所系 71事業所×200千円、入所系 46事業所×200～500千円(定員による) ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	38,200	38,200			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
5	民生費	身体障害者福祉一般事務費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内障害福祉サービス事業所に対する緊急支援に伴う補助金の増額 ※ 訪問系 27事業所×100千円、通所系 43事業所×200千円、入所系 20事業所×200～500千円(定員による)、補装具事業所 17事業所×100千円 ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	18,300	18,300			
6	民生費	岐阜県子育て世帯負担軽減給付金給付事業費	エネルギー・食費等価格高騰の影響を受ける子育て世帯に対する県事業分緊急支援給付金の給付に伴う補助金の増額 ※ 10,000世帯×15千円 ※ 財源:県補助金10/10	150,000	150,000			
7	民生費	岐阜県子育て世帯負担軽減給付金給付事業費	エネルギー・食費等価格高騰の影響を受ける子育て世帯に対する県事業分緊急支援給付金の給付事務に伴う役務費等の増額 ※ 財源:県補助金10/10	9,726	9,726			
8	民生費	多治見市子育て世帯負担軽減給付金給付事業費	エネルギー・食費等価格高騰の影響を受ける子育て世帯に対する市単独事業分緊急支援給付金の給付に伴う補助金の増額 ※ 10,000世帯×10千円(県事業対象世帯に上乗せ給付) ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	100,000	79,683			20,317
9	民生費	障害児通所支援事業所等物価高騰支援事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内障害児通所支援事業所に対する緊急支援に伴う補助金の増額 ※ 25事業所×200千円 ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	5,000	5,000			

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補正額	財 源 内 訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
10	民生費	私立保育所経営改善等助成費	① 市内私立保育所等に係る新型コロナウイルス感染症対策のための物品購入経費への補助に伴う補助金の増額 3,296千円 ※ 財源:国庫補助金1/2(保育対策総合支援事業費補助金 1,647千円) ② エネルギー価格高騰の影響を受ける市内私立保育所等に対する緊急支援に伴う補助金の増額 1,900千円 ※ 小規模保育所 5園×100千円、保育所・認定こども園 7園×200千円 ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	5,196	5,196			
11	衛生費	物価高騰対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内病院等に対する緊急支援に伴う補助金の増額 ※ 病院 80件×100～500千円(病床数による)、歯科医院 60件・薬局 70件×100千円 ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	22,900	22,900			
12	農林水産業費	農業振興助成費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内認定農業者等に対する緊急支援に伴う補助金の増額 ※ 対象:9件 ※ 動力光熱費の20%相当額を補助 ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,600	2,600			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
13	商工費	緊急経済対策関係費	① エネルギー価格高騰の影響を受ける市内陶磁器・同関連製品製造業者に対するエネルギー利用効率化に資する設備導入経費支援事業への補助金の増額 50,000千円 ※ 1設備につき2,000千円を上限に、経費の2/3を補助 ② エネルギー価格高騰の影響を受ける市内中小貨物自動車運送事業者に対する緊急支援に伴う補助金の増額 10,000千円 ※ 対象:40事業所 ※ 軽自動車3,500円/台、小型貨物5,000円/台、中型貨物19,500円/台、大型車34,000円/台(県が実施する同事業と同単価) ③ コロナ終息後を見据え新分野進出や事業再構築を図る中小企業向け支援事業(新事業突破支援事業)への補助金の増額 20,000千円 ※ 6月補正(第2号)で20,000千円を予算化したが、現在の応募状況に応じて増額補正するもの ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	80,000	76,591			3,409
14	消防費	防災情報提供費	緊急メール配信に係るシステム更新及び多言語変換機能追加に伴う委託料の増額 ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,420	2,420			
15	教育費	私立幼稚園経営改善等助成費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内私立幼稚園に対する緊急支援に伴う補助金の増額 ※ 幼稚園 4園×200千円 ※ 財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	800	800			
合 計 (補正額総額)				439,170	415,444			23,726

令和4年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第5号)

内 容		(単位:千円)
1 市	税	金 額
2 地 方 譲 与 税	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
3 利 子 割 交 付 金		
4 配 当 割 交 付 金		
5 株式等譲渡所得割交付金		
6 法人事業税交付金		
7 地方消費税交付金		
8 ゴルフ場利用税交付金		
9 環境性能割交付金		
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		
11 地 方 特 例 交 付 金		
12 地 方 交 付 税	普通交付税	
	特別交付税	
13 交通安全対策特別交付金		
20 繰 入 金	財政調整基金繰入金	
	(うち可処分)	
	(うち災害留保分)	
21 繰 越 金		23,726
22 諸 収 入	市預金利子	
23 市 債 償 還	臨時財政対策債	
そ の 他 一 般 財 源		
合 計		23,726

令和4年度一般会計予算（補正第5号）の主要内容

(債務負担行為) (単位:千円)

項目	番号	事 項	期 間	限 度 額	財 源				内 訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
債務負担行為の追加	1	東濃5市消防指令センター通信指令回線設計業務委託	令和5年度	758		700		58	
	2	東濃5市消防指令センター建設及び指令システム設計費負担金	令和5年度	19,656		14,700		4,956	

【参考】新型コロナウイルス感染症対応（原油価格・物価高騰対応分を含む）に係る予算措置の状況

(単位: 千円)

新型コロナウイルス等対策分の財源													
	会計	補正	補正額(総額)	うち新型コロナウイルス等 対策分(歳出補正額)	主な事業内容	国庫 支出金	(うち 地方創生 臨時交付金)	県 支出金	地方債	その他 (ふるさと応援基金 繰入金等)	財政調整 基金	(うち可処分)	一般財源
当初	一般	—	—	195,734	新生児特別定額給付金 美濃焼販売促進支援事業 小中学校教室網戸設置工事 等	190,165	(190,165)	3,904	1,300		365		
6月補正	一般	第1号	110,473	110,473	子育て世帯生活支援特別給付金	110,473							
6月補正	一般	第2号	333,812	184,285	路線バス事業者支援事業 岐阜県休業要請協力金に対する市負担金 中小企業向け信用保証料補給事業 等	184,285	(170,785)						
9月補正	一般	第3号	1,719,476	732,856	幼児・小中給食費物価上昇分負担 水道料金基本料金4か月無料 市指定ごみ袋全世帯配布 三の倉セーター ハイブリッドコース高騰分 等	364,167	(364,167)	1,250		△ 48,785			416,224
10月11日専決	一般	第4号	623,991	623,991	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	623,991							
12月補正	一般	第5号	439,170	439,170	子育て世帯負担軽減給付金 陶磁器製造業者等省エネルギー設備導入補助 事業 高齢者福祉サービス事業所緊急支援 等	255,718	(254,071)	159,726					23,726
合計			3,226,922	2,286,509		1,728,799	(979,188)	164,880	1,300	△ 48,785	365		439,950

↓

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付決定額

令和4年度 交付決定分	389,469
令和4年度 追加交付決定分	354,782
令和4年度 追加交付決定分	1,526
小計	745,777
令和4年度 追加交付決定分	233,411

通常分（国・令和3年度補正予算）

通常分88,695千円（国・令和3年度補正予算）

原油価格・物価高騰対応分266,087千円（国・令和4年度予算費）

通常分（国・令和3年度補正予算）

10月専決後残 20,660千円

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（国・令和4年度予算費）

総合計 979,188

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第5号)	6.3	74.2	23.7	90.6	△ 3,000,000
財政判断指数 (補正第4号)	6.3	74.2	23.7	90.6	△ 3,000,000
財政判断指数 (補正第3号)	6.3	74.2	23.7	90.6	△ 3,000,000
財政判断指数 (補正第2号)	6.6	74.2	16.9	90.6	260,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.6	74.2	16.9	90.6	250,000
財政判断指数 (当初予算)	6.6	74.2	16.9	90.6	250,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

- 議第114号 令和4年度多治見市一般会計補正予算(第6号)
- 議第115号 令和4年度多治見市土地取得事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第116号 令和4年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第117号 令和4年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第118号 令和4年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和4年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第114号	一般会計	補正第6号	44,798,922	691,452	45,490,374
議第115号	土地取得事業特別会計	補正第2号	636,144	1,370,000	2,006,144
議第116号	国民健康保険事業特別会計	補正第3号	11,113,359	12,321	11,125,680
議第117号	介護保険事業特別会計	補正第2号	10,747,700	9,748	10,757,448
議第118号	後期高齢者医療特別会計	補正第2号	1,865,117	500	1,865,617
予	算 総 括 集 計		79,987,945	2,084,021	82,071,966

令和4年度一般会計予算（補正第6号）の主要内容

議 第 114 号			(単位: 千円)					
番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補正額	財 源 内 訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	全款	職員人件費等	人事異動(主に退職者の増)に伴う人件費の増額 ※ 財源: 国庫補助金 5,057千円(マイナンバーカード交付事務費分 3,307千円、公立保育所に係る新型コロナウイルス感染症対策分 1,750千円) 国委託金 739千円(国民年金事務費分)	15,027	5,796			9,231
2	全款	職員人件費等	人事院勧告に準じた勤勉手当等の増額 ※ 0.10月分(再任用職員は0.05月分)の増	45,988				45,988
3	議会費	議員報酬等	人事院勧告に準じた期末手当の増額 ※ 0.10月分の増	1,184				1,184
4	総務費	本庁舎管理費	エネルギー価格高騰による電気料増額見込みに伴う需用費の増額 ※ 補正後の電気料予算額 22,176千円(当初予算比+6,336千円、+40%)	3,168				3,168
5	総務費	駅北庁舎管理費	エネルギー価格高騰による都市ガス及び電気料増額見込みに伴う需用費の増額 ※ 補正後の都市ガス料予算額 3,275千円(当初予算比+1,402千円、+75%)、電気料予算額 20,386千円(当初予算比+5,386千円、+36%)	3,413				3,413
6	総務費	地域情報化施策推進費	マイナンバーカードのマイナポイント設定支援に係る国庫補助金の交付見込みに伴う財源更正		5,762			△ 5,762

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補正額	財 源			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
7	総務費	庁内情報化施策推進費	マイナンバーカード普及促進に係るマイナポイント出張支援等に係る国庫補助金の交付見込みに伴う財源更正		2,045			△ 2,045
8	総務費	戸籍住民基本台帳関係事務費	マイナンバーカード普及促進に係る出張受付及び窓口受付サポート等に伴う委託料の増額 ※ 財源：国庫補助金10/10 ※ 当該事業に係る歳入補正予算総額は12,105千円。うち、3,307千円は職員人件費に財源充当(No.1参照)	8,798	8,798			
9	民生費	国民健康保険事業会計特別繰出金	福祉医療に係る繰出額確定に伴う特別会計への繰出金の増額	1,043				1,043
10	民生費	国民健康保険事業会計特別繰出金(人件費分)	職員人件費減額に係る国民健康保険事業特別会計補正予算に伴う繰出金の減額	△ 679				△ 679
11	民生費	国民健康保険事業会計繰出金(財政安定化支援事業分)	国民健康保険財政安定化支援事業に係る繰出額確定に伴う特別会計への繰出金の減額	△ 470				△ 470
12	民生費	老人福祉センター運営費	① ふれあいセンター姫に係る印刷機更新に伴う備品購入費の増額 941千円 ② 寄附採納による老人センター(太平、滝呂、南姫)に係る空気清浄機等購入に伴う備品購入費の増額 500千円 ※ 寄附額1,000千円のうち500千円は当該事業に、残500千円はNo.16に財源充当	1,441			500	941

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補正額	財 源			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
13	民生費	高齢者在宅福祉事業費	寝たきり高齢者等に係る介護用品購入助成事業費の増額見込みに伴う扶助費の増額	589				589
14	民生費	介護保険事業会計人件費繰出金	職員人件費増額に係る介護保険事業特別会計補正予算に伴う繰出金の増額	6,748				6,748
15	民生費	福祉医療支給事務費	高額療養費代理請求様式の変更に係るシステム改修に伴う委託料の増額	660				660
16	民生費	地域子育て支援拠点事業費	寄附採納による地域子育て支援センター(駅北、共栄、池田、笠原)に係る施設用器具購入に伴う備品購入費の増額	500			500	
17	民生費	保育所管理費	エネルギー価格高騰による電気料増額見込みに伴う需用費の増額 ※ 補正後の電気料予算額 17,356千円(当初予算比+6,256千円、+56%)	4,036				4,036
18	民生費	生活保護扶助費	生活保護に係る医療扶助費及び介護扶助費の増額見込みに伴う扶助費の増額 ※ 財源:国庫負担金3/4	24,288	18,216			6,072
19	民生費	災害見舞金	令和4年7月9日の豪雨により被災した1世帯に係る被災者生活・住宅再建支援金の支給に伴う交付金の増額 ※ 財源:県補助金2/3	2,000	1,332			668

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補正額	財 源			内 訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
20	衛生費	新型コロナウイルス接種事業費	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン追加接種に伴う委託料等の増額 ※ 財源：国庫負担金、国庫補助金10/10	356,786	356,786			
21	農林水産業費	農業振興助成費	新規就農者育成総合支援事業及びびぎふ農業経営者育成発展支援事業に係る補助申請見込みに伴う補助金の増額 ※ 財源：県補助金10/10	4,917	4,917			
22	土木費	公園施設整備費	旭ヶ丘公園に係るトイレ更新工事に伴う工事請負費等の増額 ※ 財源：地方債（地域活性化事業債（充当率90%、交付税措置率30%）） ※ 繰越明許費の追加もあり	37,067		33,300		3,767
23	教育費	小学校管理費	エネルギー価格高騰による都市ガス及び電気料増額見込みに伴う需用費の増額 ※ 補正後の都市ガス料予算額 27,374千円（当初予算比＋12,928千円、＋89%）、電気料予算額 79,222千円（当初予算比＋34,222千円、＋76%）	35,260				35,260
24	教育費	小学校管理備品購入費	令和5年度学級数増に伴う備品購入費の増額 ※ 精華小＋2、小泉小＋1、市之倉小＋1	3,909				3,909
25	教育費	小学校施設改良事業費	① 根本小学校屋内運動場屋根防水改修工事に伴う工事請負費の増額 30,915千円 ※ 財源：地方債（学校教育施設等整備事業債（充当率75%、交付税措置率50%）） ② 2小学校（精華小及び小泉小）に係る令和5年度教室増に伴う工事請負費の増額 1,039千円	31,954		23,100		8,854

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補正額	財 源 内 訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
26	教育費	小学校耐震補強事業費	根本小学校屋内運動場非構造部材耐震補強工事に伴う工事請負費の増額 ※ 財源: 国庫補助金1/3、地方債(防災・減災・国土強靱化対策事業債(充当率100%、交付税措置率50%))	68,291	22,080	44,100		2,111
27	教育費	中学校管理費	エネルギー価格高騰による都市ガス料増額見込みに伴う需用費の増額 ※ 補正後の都市ガス料予算額 18,664千円(当初予算比+13,105千円、+236%)	11,993				11,993
28	教育費	中学校管理備品購入費	令和5年度学級数増に伴う備品購入費の増額 ※ 陶都中+2、多治見中+1、小泉中+1	1,948				1,948
29	教育費	中学校施設改良事業費	緊急営繕工事の増加見込みに伴う工事請負費の増額	5,000				5,000
30	教育費	幼稚園管理費	エネルギー価格高騰による都市ガス料増額見込みに伴う需用費の増額 ※ 補正後の都市ガス料予算額 1,786千円(当初予算比+1,191千円、+200%)	1,072				1,072
31	教育費	図書購入費	寄附採納による図書館に係る図書購入に伴う備品購入費の増額	500			500	

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補正額	財 源 内 訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
32	教育費	全国大会出場関係費	スポーツ全国大会に出場する児童・生徒の交通費補助に係る件数増加見込みに伴う補助金の増額	400				400
33	教育費	旧調理場施設関係費	旧大畑調理場敷地、旧食器洗浄センター敷地及び旧共栄調理場敷地の境界確定並びに地積更正登記に伴う委託料の増額 ※ 繰越明許費の追加もあり	10,021				10,021
34	教育費	養正小学校近接校対応調理場管理運営費	エネルギー価格高騰による電気料増額見込みに伴う需用費の増額 ※ 補正後の電気料予算額 9,728千円(当初予算比+3,788千円、+64%)	2,600				2,600
35	教育費	昭和小学校近接校対応調理場管理運営費	エネルギー価格高騰による電気料増額見込みに伴う需用費の増額 ※ 補正後の電気料予算額 10,396千円(当初予算比+3,400千円、+49%)	2,000				2,000
合 計 (補正額総額)				691,452	425,732	100,500	1,500	163,720

令和4年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第6号)

(単位:千円)

内 容		金 額
1 市	税	
2 地 方 譲 与 税	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
3 利 子 割 交 付 金		
4 配 当 割 交 付 金		
5 株式等譲渡所得割交付金		
6 法人事業税交付金		
7 地方消費税交付金		
8 ゴルフ場利用税交付金		
9 環境性能割交付金		
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		
11 地 方 特 例 交 付 金		
12 地 方 交 付 税	普通 交 付 税	
	特 別 交 付 税	
13 交通安全対策特別交付金		
20 繰 入 金	財政調整基金繰入金	
	(うち 可 処 分)	
	(うち 災害留保分)	
21 繰 越 金		163,720
22 諸 収 入	市 預 金 利 子	
23 市 債 償 還	臨時財政対策債	
そ の 他 一 般 財 源		
合 計		163,720

令和4年度一般会計予算（補正第6号）の主要内容

(繰越明許費)		(単位:千円)				
項目	番号	事業名	金額	財源内訳		
				国県支出金	地方債	その他 一般財源
繰越明許費の追加	1	公園施設整備費 (旭ヶ丘公園トイレ更新工事)	37,067		33,300	3,767
	2	旧調理場施設関係費 (旧調理場等敷地地籍更正登記業務委託)	10,021			10,021

(債務負担行為)		(単位:千円)				
項目	番号	事業	期限	財源内訳		
				国県支出金	地方債	その他 一般財源
債務負担行為の追加	1	地域力活動推進事業補助金	令和5年度			2,500
	2	マイナンバーカード出張受付及び窓口受付サポート業務委託	令和5年度	27,038		
	3	児童発達支援センター統合整備工事	令和5年度		438,500	48,800
	4	小学校カラープリンタ借上料	令和5年度から 令和9年度まで			23,166
	5	笠原小中一貫教育校建設に伴う笠原小学校 仮設校舎借上料	令和5年度から 令和8年度まで			354,797
	6	中学校カラープリンタ借上料	令和5年度から 令和9年度まで			14,256
	7	学校給食配送業務委託(増車及び期間延長 分)	令和6年度から 令和9年度まで			332,424

項目	番号	事業名	期間	限度額	財源			内	記
					国県支出金	地方債	その他		
債務負担行為の変更	1	補正前	令和5年度から令和9年度まで	7,534					7,534
		補正後							
	2	補正前	令和5年度	広報紙等の配達業務1回あたり単価968円に配達箇所数及び配達回数 を乗じた額					限度額に同じ
		補正後							
	3	補正前	令和5年度	2,865					2,865
		補正後							
		補正前	令和5年度	3,204					3,204
		補正後							
		補正前	令和5年度	3,204					3,204
		補正後							

特別会計の主な事業内容
議第115号

会計名		番号	事業名	事業内容	補正額	財源内訳		
						国県支出金	市債	その他
土地取得事業 特別会計 (補正第2号)		1	公共用地先行取得事業費	第1期高田テックノパーク造成事業用地の取得に伴う公有財産購入費の増額 ※ 取得価格-1,900,000千円(補正額1,370,000千円 +既決予算320,000千円+既決予算振替分210,000千円) ※ 財源:土地開発基金繰入金	1,370,000			1,370,000
			合 計		1,370,000			1,370,000

議第116号

議 第 116 号					(単 位 : 千 円)			
会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補正額	財 源 内 訳			
					国県支出金	市 債	その他	
国民健康保険事業特別会計 (補 正 第 3 号)	1	職員人件費等	人事異動等に伴う人件費の減額	△ 679			△ 679	
	2	一般被保険者医療給付費分	福祉医療に係る県補助額及び一般会計繰入額の確定並びに国民健康保険財政安定化支援事業に係る繰入額確定に伴う財源更正 ※ 財源：県補助金		1,043		保険料△1,616 繰入金+573	
	3	国民健康保険財政調整基金積立金	国民健康保険高額療養費貸付基金の廃止に伴う積立金の増額 ※ 財源：高額療養費貸付基金繰入金	13,000			13,000	
合 計				12,321	1,043		11,278	

(債務負担行為)

(単位:千円)

項目	番号	事項	期間	限度額	財源内訳		
					国県支出金	市債	その他
債務負担行為の追加	1	仮算定納付通知書送付業務委託	令和5年度	561			561

(単位:千円)

特別会計の主な事業内容
議 第 117 号

(単位:千円)

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補正額	財 源 内 訳		
					国県支出金	市 債	繰越金
介護保険事業計 (補 正 第 2 号)	1	職員人件費等	人事異動等に伴う人件費の増額	6,748			6,748
	2	介護給付費準備基金積立金	介護保険高額介護サービス費等貸付基金の廃止に伴う積立金の増額 ※ 財源:介護保険高額介護サービス費等貸付基金繰入金	3,000			3,000
	合 計			9,748			9,748

議 第 118 号

(単位:千円)

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補正額	財 源 内 訳		
					国県支出金	市 債	繰越金
後期高齢者医療計 (補 正 第 2 号)	1	保険料還付金	被保険者数が増による還付件数増加見込みに伴う過年度還付金の増額 ※ 財源:諸収入(広域連合からの過年度還付金償還金)	500			500
	合 計			500			500

【参考】新型コロナウイルス感染症対応（原油価格・物価高騰対応分を含む）に係る予算措置の状況

(単位: 千円)

新型コロナウイルス等対策分の財源													
	会計	補正	補正額(総額)	うち新型コロナウイルス等 対策分(歳出補正額)	主な事業内容	国庫 支出金	(うち 地方創生 臨時交付金)	県 支出金	地方債	その他 (ふるさと応援基金 繰入金等)	財政調整 基金	(うち可処分)	一般財源
当初	一般	—	—	195,734	新生児特別定額給付金 美濃焼販売促進支援事業 小中学校教室網戸設置工事 等	190,165	(190,165)	3,904	1,300		365		
6月補正	一般	第1号	110,473	110,473	子育て世帯生活支援特別給付金	110,473							
6月補正	一般	第2号	333,812	184,285	路線バス事業者支援事業 岐阜県休業要請協力金に対する市負担金 中小企業向け信用保証料補給事業 等	184,285	(170,785)						
9月補正	一般	第3号	1,719,476	732,856	幼児小中給食費物価上昇分負担 水道料金基本料金4か月無料 市指定こみ袋全世帯配布 三の倉センター ハイフレットユークス高騰分 等	364,167	(364,167)	1,250		△ 48,785			416,224
10月11日専決	一般	第4号	623,991	623,991	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	623,991							
12月補正	一般	第5号	439,170	439,170	子育て世帯負担軽減給付金 陶磁器製造業者等省エネルギー設備導入補助 事業 高齢者福祉サービス事業所緊急支援 等	255,718	(254,071)	159,726					23,726
12月補正	一般	第6号	691,452	420,328	新型コロナウイルスワクチン追加接種 市施設エネルギー価格高騰対応	356,786							63,542
合計			3,918,374	2,706,837		2,085,585	(979,188)	164,880	1,300	△ 48,785	365		503,492

↓

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付決定額

令和4年度 交付決定分	389,469
令和4年度 追加交付決定分	354,782
令和4年度 追加交付決定分	1,526
令和4年度 追加交付決定分	233,411

通常分 (国: 令和3年度補正予算)

通常分88,695千円 (国: 令和3年度補正予算)

原油価格・物価高騰対応分266,087千円 (国: 令和4年度予算費)

通常分 (国: 令和3年度補正予算)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 (国: 令和4年度予算費)

979,188

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第6号)	6.3	74.1	25.7	90.6	△ 2,970,000
財政判断指数 (補正第5号)	6.3	74.2	23.7	90.6	△ 3,000,000
財政判断指数 (補正第4号)	6.3	74.2	23.7	90.6	△ 3,000,000
財政判断指数 (補正第3号)	6.3	74.2	23.7	90.6	△ 3,000,000
財政判断指数 (補正第2号)	6.6	74.2	16.9	90.6	260,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.6	74.2	16.9	90.6	250,000
財政判断指数 (当初予算)	6.6	74.2	16.9	90.6	250,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

議第119号 工事請負契約の締結について

- 1 契約の目的 笠原中央公民館大規模改修工事 建築工事
- 2 契約の方法 事後審査型制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 一金 509,300,000円
- 4 契約の相手方 多治見市大正町3-67
株式会社飯田建設
代表取締役 飯田 道広

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 8者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 98.92%
- ・ 入札日 令和4年11月9日

事業概要：

- 1 笠原中央公民館において、笠原児童館との機能統合、アザレアホール解体及び長寿命化改修に係る大規模改修工事（建築工事）を行うもの。
- 2 館内各所内装改修、アザレアホール解体、外構工事等
- 3 履行期間
契約日～令和6年3月8日 仮契約日 令和4年11月16日

議第120号 工事請負契約の締結について

- 1 契約の目的 笠原中央公民館大規模改修工事 電気設備工事
- 2 契約の方法 事後審査型制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 一金 207,680,000円
- 4 契約の相手方 松本・高電特定建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社松本電気設備
代表取締役社長 松本 達

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 5者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 97.63%
- ・ 入札日 令和4年11月9日

事業概要：

- 1 笠原中央公民館において、笠原児童館との機能統合及び長寿命化改修に係る大規模改修工事（電気設備工事）を行うもの。
- 2 受変電設備更新、非常用発電機設備更新、照明器具LED化、防災設備更新工事等
- 3 履行期間
契約日～令和6年3月8日 仮契約日 令和4年11月14日

議第121号 工事請負契約の締結について

- 1 契約の目的 笠原中央公民館大規模改修工事 機械設備工事
- 2 契約の方法 事後審査型制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 一金 231,000,000円
- 4 契約の相手方 イナガキ・東濃設備特定建設工事共同企業体
代表構成員 イナガキ工業株式会社
代表取締役社長 稲垣 善文

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 6 者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 98.20%
- ・ 入札日 令和4年11月9日

事業概要：

- 1 笠原中央公民館において、笠原児童館との機能統合及び長寿命化改修に係る大規模改修工事（機械設備工事）を行うもの。
- 2 空調・換気設備更新、新設トイレ（地下1階大会議室及び2階児童館用）整備、既設トイレ廻り給排水管更新、消火設備改修工事等
- 3 履行期間
契約日～令和6年3月8日 仮契約日 令和4年11月16日

議第122号 公有財産の無償貸付けについて

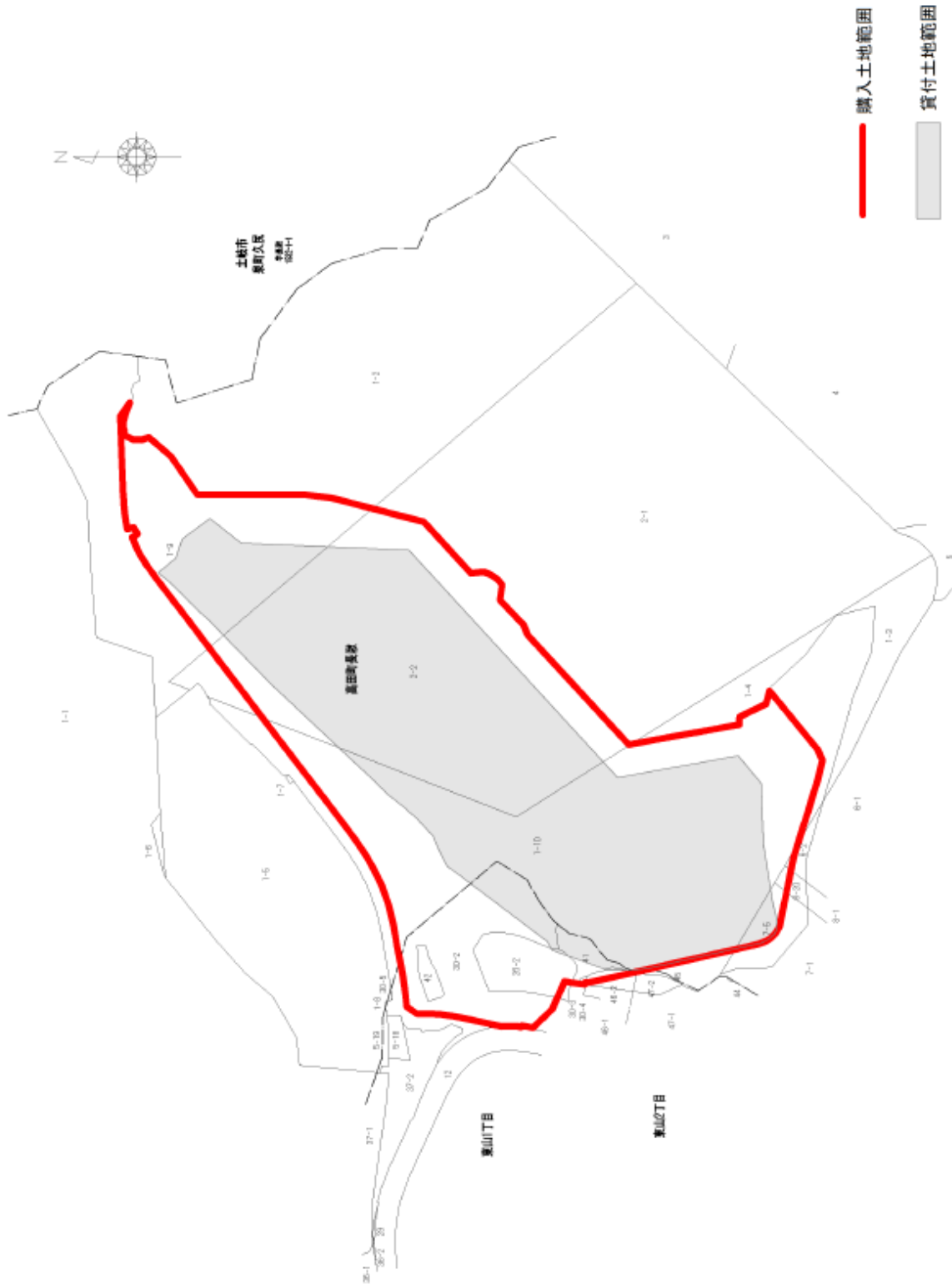
次の土地の無償貸付けを行うものとする。

- 1 所在地 多治見市高田町長湫1番の10の一部 他7筆
- 2 面積 115,011平方メートル
- 3 相手方 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社中央新幹線推進本部中央新幹線建設部
名古屋建設部長 加藤 均
- 4 理由 リニア中央新幹線の整備事業の用（ガイドウェイの置き場）に供するものであり、相手方が造成に関し負担金を拠出しているため。
- 5 貸付期間 取得の日から令和11年3月31日まで

議第123号 土地の取得について

次の土地を取得することとする（第1期高田テクノパーク）。

- 1 所在地番 多治見市高田町長湫1番の10の一部 他13筆
- 2 地目 山林 他
- 3 取得予定面積 187,881平方メートル
- 4 取得予定価格 一金 1,900,000,000円
- 5 取得の相手方 多治見市日ノ出町2丁目15番地
多治見市土地開発公社



議第124号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市笠原児童館
- 2 指定管理者の名称等 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋 I S P タマビル
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代表理事 田嶋 羊子
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

選定結果

候補団体	特定非営利活動法人ワーカーズコープ		
現在の指定管理者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ		
評価			
評価項目		配点	得点
1. 提案書全般		30	26.0
2. 提案内容		45	39.0
3. 収支計画		10	8.7
4. 組織		5	4.6
5. 関係機関との連携		10	8.5
評価合計点		100	86.8
		最低基準点 60点	
非公募理由	次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第7号に該当）。 （1）施設の複合化に伴い、令和6年度から笠原中央公民館と統合するため、次期の指定期間が1年間となる。 （2）次期の指定期間において、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設管理の継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められる。また、これまでの児童館の管理運営のノウハウや地域との連携体制を生かし、サービスの向上に寄与すると認められる。		
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額	
	10,883千円	11,177千円	

議第125号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市坂上児童館
- 2 指定管理者の名称等 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋 I S P タマビル
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代表理事 田嶋 羊子
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

選定結果

候補団体	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	
現在の指定管理者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 提案書全般	30	25.9
2. 提案内容	45	39.6
3. 収支計画	10	8.7
4. 組織	5	4.5
5. 関係機関との連携	10	8.8
評価合計点	100	87.5
	最低基準点 60点	
非公募理由	次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第7号に該当）。 （1）施設の複合化に伴う養正公民館との機能統合について、地元との協議が継続しているため、令和4年度に引き続き令和5年度も指定を継続することが適当である。 （2）次期の指定期間が1年間となるため、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設管理の継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められる。また、これまでの児童館の管理運営のノウハウや地域との連携体制を生かし、サービスの向上に寄与すると認められる。	
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	10,650千円	10,899千円

議第126号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市養正公民館
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団		
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団		
評価			
評価項目	配点		得点
1. 施設運営の基本的な考え方	40		39.2

2. 組織・運営体制	10	9.4
3. 経営能力	5	4.8
4. 収支計画	10	8.6
5. 事業の提案	35	30.3
評価合計点	100	92.3
	最低基準点 60点	
非公募理由	次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第7号に該当）。 （1）施設の複合化に伴う坂上児童館との機能統合について、地元との協議が継続しているため、令和4年度に引き続き令和5年度も指定を継続することが適当である。 （2）次期の指定期間が1年間となるため、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設管理の継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められる。また、これまでの公民館の管理運営のノウハウを生かし、サービスの向上に寄与すると認められる。	
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	20,774千円	20,774千円

議第127号 東濃5市消防通信指令事務協議会規約を定める協議について

1 制定趣旨

令和8年4月から運用開始予定の（仮称）東濃5市消防指令センターにおいて、消防通信指令に関する事務を共同して管理し及び執行するため、標記規約を定める。

2 主な内容

- （1）協議会の担当事務は、東濃5市（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市をいう。以下同じ。）の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務とする（第4条関係）。
- （2）協議会の事務所は、瑞浪市北小田町2丁目176番地の2東濃5市消防指令センター内に置く（第5条関係）。
- （3）協議会は、会長及び委員9人をもって組織し、会長は東濃5市の消防長のうちから、委員は東濃5市の各消防長が指名する者のうちから、各市の長が協議により選任する（第7条及び第8条関係）。
- （4）協議会の担当事務の管理及び執行に要する経費は、別に定める負担割合に応じて各市が瑞浪市に納付しなければならない（第16条関係）。
- （5）協議会の担当事務の管理及び執行並びに協議会の担当事務の用に供する財産の管理は、瑞浪市の条例等を瑞浪市以外の各市の条例等とみなして行う（第15条及び第17条関係）。

3 施行期日

令和 4 年12月 6 日

施行日から令和 8 年 3 月31日までの期間においては、協議会は担当事務の準備に関する事務を行い、協議会の事務所は、瑞浪市土岐町112番地の 1 瑞浪市消防本部に置く。

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第 1 号関係）】

- 1 少子高齢化及び人口減少が進行し、地方自治体の財政状況も厳しくなることが予想される中、多様化する市民のニーズに的確かつ適正に対応していくことを目的とし、平成 27 年度から、東濃 5 市による消防通信指令業務の共同運用や県内の全自治体による共同運用について研究及び協議が行われてきた。
- 2 研究及び協議の結果、住民サービスの向上、財政運営及び人員体制についてより効果が見込まれることから、東濃 5 市において推進していくべきであるとの結論に達した。

【市民参加状況報告（市民参加条例第 7 条第 3 項、議会基本条例第13条第 4 号関係）】

パブリック・コメント手続

〔案 件〕 東濃地域消防通信指令業務の共同運用について

〔実施期間〕 令和 4 年 9 月 3 日から令和 4 年10月 3 日まで。

〔寄せられた意見と市の回答〕 提出された意見なし。

議第128号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について

1 改正趣旨

東濃西部広域行政事務組合が、東濃厚生病院（瑞浪市）と土岐市立総合病院との統合に伴い瑞浪市と土岐市とが設置する東濃中部病院事務組合から医師確保奨学資金等の貸付等の事務の委託を受けるため、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務に当該委託に係る事務を追加する。

2 改正内容

共同処理する事務のうち、東濃地域医師確保奨学資金等の貸付等に関する事務の委託元に東濃中部病院事務組合を加える（第 3 条関係）。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日